

旅費に関する内規

1. 次の場合、この規定に基づき旅費を支給する。

地区ガバナー、前地区ガバナー・名誉顧問会議長、第1・第2副地区ガバナー、キャビネット幹事、キャビネット会計の出張を地区ガバナーが承認した場合。

(注)1. 本規定はいかなる場合でも所定の請求書により、請求のあった分に限り支給する。

(注)2. キャビネット事務局員の旅費については、上記に準じ、地区ガバナーが裁定する。

2. 本規約の改廃については、地区キャビネット会議の決議によるものとする。

(付則) 2021年5月17日 施行